

公益社団法人松戸青年会議所

役員を選任方法に関する規程

第1章 目 的

(目的)

第1条 本規程は、定款第33条第1項第7号に基づき、役員を選任方法に関する事項を規定する。

第2章 理事長候補者選挙

(選定方法)

第2条 次年度理事長は、選挙の方法により候補者を選出し、総会決議及び理事会決議を経て選任され、翌年1月1日から正式に理事長に就任する。

2. 次年度理事長として選任された者は、前項の総会の承認を得るまでは候補者、承認を得た後は予定者となる。

(選挙権)

第3条 この法人の正会員である者は、すべて各1個の選挙権を有する。

(被選挙権)

第4条 本年度理事及び理事経験者で、正会員5名以上の推薦がある正会員は、すべて次年度理事長候補者の被選挙権を有する。ただし、第5条の選挙管理委員に選出された者を除く。

(選挙管理委員会の組織、構成)

第5条 この法人は、次年度理事長候補者を選挙により選出するため、その選挙の管理及び執行を行う機関として選挙管理委員会を設ける。

2. 選挙管理委員会は委員長1名、委員2名の定員3名からなる独立の機関とする。

3. 選挙管理委員長は理事の中から、選挙管理委員は正会員の中から、毎年5月31日までに理事長が理事会に推薦し、理事会の承認を得て任命する。

4. 監事は、選挙管理委員になることができない。

5. 選挙管理委員長及び委員に欠員が生じた場合は、理事長が前項の手続きにて任命し、補充する。
6. 選挙管理委員長は、選挙管理委員会の決議に基づき、同委員会を代表して選挙に関する事務を執行する。
7. 選挙管理委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成がなければ議決をすることができない。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(選挙管理委員会の任務、責任)

第6条 選挙管理委員会は、本規定における選挙に関する事務一切を中立な立場で公平に執行するものとする。

2. 選挙管理委員会は、任命された後遅滞なく次年度理事長候補者立候補の届出期間及び届出の方法を定め、右届出期間の前日までに正会員に通知しなければならない。
3. 選挙管理委員会は、投票日、投票の時間、投票場所その他の投票方法に関する一切の事項を決定し、速やかに正会員に通知するものとする。
4. 選挙管理委員会は、その職務執行に当たり知りえた事項については、秘密を保持しなければならない。

(選挙管理委員会の任期)

第7条 選挙管理委員会の任期は、選任された年の年度末をもって任期を満了し、解散する。

(立候補者の届け出方法)

第8条 次年度理事長に立候補する者は、選挙管理委員会が定める立候補届出期間内に、同委員会が定める方法により、立候補の届け出をするものとする。

(立候補1名の場合)

第9条 前条に定めた立候補届出期間において、所定の方式により立候補の届出をなした者で、被選挙権のある者が1名の場合は、右被選挙権のある立候補者が選挙管理委員会の定めた投票日当日において当然に当選したものとみなし、選挙は行わないものとする。

2. 前項の場合、選挙管理委員長は、当選した次年度理事長候補者の名を会員に通知し、総会において報告する。

(立候補者不存在)

第10条 第8条に定めた立候補届出期間内に、立候補の届出がない場合は、理事会は、被選挙権のある正会員の中から1名を次年度理事長候補者に選出するものとする。

2. 前項の場合、選挙管理委員長は、選出された次年度理事長候補者の名を会員に通知し、総会において報告する。

(投票方法)

第11条 投票は、選挙管理委員会の定める用紙を用い、無記名单記、秘密投票とする。

(当選確定)

第12条 当選は、本規定に特別な定めがある場合を除いて、有効投票数の過半数の得票を必要とする。ただし、立候補者の得票が過半数に

満たない場合は、上位 2 名に対して、決選投票を行う。

2. 当選者が確定した時は、理事長は、すべての正会員に、遅滞なく当選者の指名を正会員に告知または通知する。

第 3 章 理事、監事及びその他の役員の選任

(理事)

第 13 条 次年度の理事長を除くその他の理事は、次年度理事長候補者が正会員の中から理事会の承認を得て総会に推薦し、総会の承認を得て選任され、翌年 1 月 1 日から正式に理事に就任する。

2. 次年度理事として選任された者は、前項の総会の承認を得るまでは候補者、承認を得た後は予定者となる。

(監事)

第 14 条 次年度監事は、次年度理事長候補者が理事会の承認を得て総会に推薦し、総会の承認を得て総会に推薦し、総会の承認を得て選任され、翌年 1 月 1 日から正式に監事に就任する。

2. 次年度監事として選任された者は、前項の総会の承認を得るまでは候補者、承認を得た後は予定者となる。

第 4 章 役員の補充選任

(役員の欠員)

第 15 条 役員予定者に欠員が生じた場合は、次年度理事長候補者は、正会員の中から理事会の承認を得て総会に推薦し、総会の承認を得て補充することができる。

第 5 章 そ の 他

(細則)

第 16 条 役員の選任方法に関する細則は、本規定における選挙管理委員会の決議事項を除き、理事会の決議をもって定める。

(電磁的方法による通知)

第 17 条 本規定の通知、告知及び交付は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により発することができる。

附則 本規程は平成 28 年 12 月 7 日より施行される。

附則 本規程は令和 4 年 8 月 17 日より施行される。